

特定計画（特に第1種・第2種に関わる部分）に関する現行基本指針の主な記述

<p>Ⅲ六 2 対象鳥獣</p>	<p>(1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。 なお、第一種特定鳥獣保護計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣 第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。 なお、第二種特定鳥獣管理計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。</p>	<p>P 55</p>
<p>Ⅲ六 5 保護又は管理の目標</p>	<p>5 保護又は管理の目標 保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。 保護又は管理の目標については、下記のとおり設定するものとする。なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。 また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標 当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲</p>	

	<p>等の保護の目標を設定するものとする。</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標</p> <p>当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。</p> <p>なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県において、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。</p> <p>また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。</p>	
<p>Ⅲ第六六 保護事業又は管理事業</p>	<p>(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業</p> <p>計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画・連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。</p> <p>なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。</p> <p>また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合には、その必要性を慎重に判断するものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>P57</p>
	<p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業</p> <p>計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。</p> <p>なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。</p> <p>また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>P57</p>

